

有明教育芸術短期大学
2019年度入学者「2年間の学費で3年間学べる奨学金」募集要項(追加募集)

1. 奨学金の趣旨・特徴

本奨学金は、本学を第一志望とし、本学への入学を強く希望する者を対象に経済的に支援することを目的としています。

奨学金として、卒業までの3年間に1年分の学費に相当する100万円を免除します。返還の必要はありません。

奨学金の決定通知を受けてから、出願することも可能です。

2. 奨学金の内容

3年間で合計100万円の学生納付金を免除します。(後期学生納付金額より免除)

1年生免除額 30万円

2年生免除額 30万円

3年生免除額 40万円

3. 申請資格

次の(1)と(2)に該当する者

(1) 本学を専願とし、推薦入学試験(特待生推薦入学試験は除く)またはAO入学試験に出願する者または出願した者

(2) 主たる生計維持者の平成29年度又は平成30年度所得が、以下に該当する者

① 給与所得者 841万円以下の者(源泉徴収票の支払金額)

② 給与所得者以外 355万円以下の者(確定申告書の所得金額)

4. 申請書類

(1) 本奨学金申請書(所定用紙)

(2) 主たる生計維持者1名の直近の所得証明書

① 給与所得者は、平成30年度源泉徴収票のコピーを提出

② 給与所得者以外は、平成29年度確定申告書のコピーを提出

③ 所得がない場合は、市区町村発行の住民税非課税証明書の原本またはコピーを提出

5. 申請期間

募集期間 2018年12月20日(木)～2月28日(木) 17:00必着

6. 募集人数

募集人数 若干名

7. 選考及び結果通知

選考は申請書類を基に主たる生計維持者の所得及び家族構成を考慮の上、書類審査を行い、適用者を決定します。

結果通知 申請書類受理後、7日以内に郵送にて通知します

8. 奨学金(学生納付金減額)の手続

入学後、毎年8月下旬に減額した後期学生納付金通知書を発送します。指定期日(10月中旬)までに減額後の金額を納付してください。

9. 個人情報の取扱い

本奨学金の申請にあたりお知らせいただいた個人情報については、奨学金の審査以外の目的に使用することは一切ありません。

10. その他注意事項

- (1) 本奨学金の申請や選考は、入学試験の合否に影響を与えるものではありません。また、奨学金の採用決定が、入学試験の合格を保障するものではありません。
- (2) 本奨学金申請者が、入学金免除制度の申請を行うことは、資格要件を満たせば可能です。
- (3) 本奨学金の申請に提出された書類は、一切返却しません。
- (4) 入学後次のいずれかに該当した場合は、奨学金が中止となります。
 - ① 所得が申請資格基準を超えた場合。
(奨学生となった場合、毎年、所得証明書の提出が必要です)
 - ② 理由のいかんにかかわらず、留年となった場合。
 - ③ 自主退学をした場合または学則により除籍となった場合。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、奨学生としての資格を喪失し、奨学金の返還を求められることがあります。
 - ① 申請書及び提出書類の記載内容に虚偽があった場合。
 - ② 学則により、停学または退学の懲戒処分となった場合。

11. お問い合わせ

有明教育芸術短期大学

「2年間の学費で3年間学べる奨学金」担当

(月曜～金曜 9:30～17:30) 電話 03-5579-6211

E-mail : sship@ariake.ac.jp

「2年間で3年間学べる奨学金」Q&A

【申請について】

Q1 私は、経済的な事情があり、この奨学金を受けられないと入学ができません。出願前に申請結果は分りますか。

A1 分ります。第Ⅰ期募集に申請をすれば、11月の第1回目の推薦入試の出願締切日前に、AO入試出願の場合は、11月の第3回目の出願締切日前に結果を郵送で通知します。また、第Ⅱ期募集でも1月以降に行なわれる推薦入試やAO入試の出願締切日前に申請結果を通知します。ただし、第Ⅱ期募集は、募集人数が少ないので、第Ⅰ期募集で申請することをお勧めします。

【他の奨学金について】

Q2 現在は、保護者の収入が多く、この奨学金申請ができないのですが、入学後に家計が急変し、収入が減少した場合に別の奨学金制度はありますか。

A2 あります。この奨学金の適用を受けずに入学した方に対して、入学後に家計の急変があった場合には、学生納付金を減免する本学独自の奨学金制度があり、1年生の後期から申請が可能です。

Q3 この奨学金と併用可能な入学金免除制度とは、どのような制度ですか。

A3 入学金免除制度とは、入学金28万円全額を免除する制度です。ご案内を合格者全員に合格通知書と共にお送りしています。入学金免除の申請資格は、出願時より過去1年以内に家計の急変があり、世帯全体の年収が概ね500万円以下の方となります。

Q4 この奨学金の適用を受けた場合、学生支援機構の奨学金を受けることは可能でしょうか。

A4 可能です。学生支援機構を初めとする学外の奨学金や教育ローンを申請することが出来ますので、それぞれの相談窓口にて申請条件等をご確認ください。